

監査公表第 9号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年9月30日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 澤 田 恵 子

監査結果の措置対象

作手総合支所 地域課

監査結果報告年月日

令和3年6月28日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年9月27日

講じた措置等の内容

《意見1》

回議用紙、決裁カード、供覧カードにおいて未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。

《検討状況》

回議用紙、決裁カード、供覧カードの作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう確認したうえで処理するように努めます。

《意見2》

内部統制に基づく業務手順書の作成については細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。

《措置内容》

業務上のリスクの洗い出しを行い、その対応について記載するように努めます。

また、年に一回は見直しを行い、作成日、更新日、更新内容等について、次回の見直し時に経緯がわかるように記載します。

《意見3》

大災害が発生した場合に、事業の継続・早期復旧を図ることができるよう、平常時から緊急時における事業継続のための方法・手段を検討されたい。

《検討状況》

大災害発生時は、新城市災害対策実施要綱に基づき、作手総合支所は作手連絡所として災害対策本部の一組織として位置づけられるほか、新城市業務継続計画に基づく非常時優先業務の遂行も求められます。

このため、災害発生時には作手総合支所が作手地域の災害支援の拠点と成れるよう、対応についての手順や優先順位等を定めるなどして体制づくりに努めます。

《意見4》

公有財産に関する調書については概ね適正に整備されているが、不明点等について備考欄を上手く活用し、誰が見ても理解できるような資料作りにさらに努められたい。

《検討状況》

公有財産に関する調書の不明な点については、備考欄に資料確認日や内容等を記載し、誰が見ても状況が確認できるような資料作りに努めます。